

第3期 特定健診・特定保健指導 主な変更点

●集合契約A②（健診当日の特定保健指導実施が可能）の新設

平成30年度からの第3期特定健康診査・特定保健指導において、従来の集合契約A①に加えて、集合契約上でも健診当日の特定保健指導が実施できる集合契約A②が新設されました。集合契約A②は、特定健診と特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託する施設が参加できます。なお、動機付け支援相当は、集合契約A①のみでの実施となり、集合契約A②では実施できません。

1. 初回面接の当日実施

- これまで集合契約上では、健診実施後、後日利用券が発券されてから特定保健指導の実施でしたが、新たに健診当日に初回面接が実施できる「セット券」が発行されます。

※注 これまでの受診券、利用券に加え新たに「受診券+利用券」が同時に発行されるセット券が追加。

※注 セット券の発行については保険者の判断による。

- 集合契約A②に参加される施設のみが「セット券」に対応でき、当日初回面接が実施できます。

※注 集合契約A①のみ参加施設に「セット券」が持参された場合でも、健診のみの受診は可能。

2. 初回面接の分割実施

- 集合契約A②の参加施設は健診当日に健診結果が揃わない場合でも、初回面接の分割実施が可能になります。

1) 健診当日に腹囲・体重、血圧、質問票の結果等から、特定保健指導対象者と見込まれる者に対して、専門職（医師・保健師・管理栄養士）が初回面接の1回目を実施し、行動計画表を9割方完成させる。

2) 初回面接1回目の実施後、3か月以内に初回面接2回目を実施（電話等も可）し、行動計画表を完成させる。

※注 健診当日に特定保健指導の同日実施が可能である場合は、分割させなくてよい。

※注 これまで同様初回面接完了後に請求となるので請求は2回目完了後となる。

※注 初回面接未完了については、保険者の責であれば費用の請求ができるが健診施設の責であれば請求できない。（詳細については平成30年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書の「別表4 ※2」を参照）

●実績評価の時期

- 6か月以降 → 3か月以降

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋
 赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

●別表 3 健診等内容表

区 分		内 容			
特定健康診査	基本的な健診の項目	質問(問診)	別紙 2 質問票のとおり※1		
		身体計測	身長		
			体重		
			腹囲		
			B M I		
		理学的所見(身体診察)			
		血 圧	収 縮 期 血 圧		
			拡 張 期 血 圧		
		血中脂質検査	中 性 脂 肪		
			HDL-コレステロール		
			LDL-コレステロール※2		
		肝機能検査	G O T		
			G P T		
			γ - G T (γ - G T P)		
	血糖検査※3	空 腹 時 血 糖			
		ヘモグロビン A1c			
		<u>随 時 血 糖</u>			
	尿検査※4	糖			
		蛋 白			
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤 血 球 数		
血色素量(ヘモグロビン値)					
ヘマトクリット値					
1 2 誘 導 心 電 図					
眼 底 検 査 (両 眼)					
<u>血清クレアチニン及び eGFR</u>					
特定保健指導	動機付け支援	I 初回面接 ① 個別面接 1 回(20 分以上) 又は ② グループ面接(おおむね 8 名以下)1 回(おおむね 80 分以上) II 実績評価 <u>3ヶ月後</u> の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施			
	積極的支援	初回時面接の形態	① 個別面接 1 回(20 分以上) 又は ② グループ面接(おおむね 8 名以下)1 回(おおむね 80 分以上)		

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋

赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

		実施ポイント数	180 ポイント以上
	3 ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態	<p><u>◆個別支援、グループ支援、メールと通信支援、電話支援</u></p> <p>◆支援 A、支援 B の内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」を参照すること</p> <p>◆継続的支援は、支援中に直接面接（個別・グループ）を必ず 1 回以上実施し、支援 A の方法及び支援 B の方法の合計で 180 ポイント以上の支援を行うこと（支援 A の方法に係るポイントが、160 ポイント以上である場合に限る）を最低条件とすること</p>
	終了時評価の形態		3 ヶ月後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施

- ※1 別紙 2 質問票については、当該機関にて準備することとする。
- ※2 中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代え Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。
- ※3 血糖検査については、血糖（空腹時・随時）、ヘモグロビン A1c の両方を実施すること。
なお、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合健保組合から実施機関に委託費用は支払われない）
- ※5 詳細な健診の項目を実施する場合は、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】」の判定基準（別紙 3）により行うものとし、受診者に十分な説明を行うと共に、健保組合に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。
- ※ (1)別表 2 に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、第 2 条第 3 項で受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。
(2)別表 1 に掲げる健保組合は、上記(1)に該当する者に対して、特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。
(3)別表 2 に掲げる実施機関のうち特定保健指導を受託する機関は、自機関で特定健康診査を実施していない場合でも特定保健指導を実施することとする。

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋
赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

●別紙 2 質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、a から c の薬の使用の有無※①	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、 <u>慢性腎臓病</u> や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析 <u>など</u>)を <u>受けていますか。</u>	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計 100 本以上、又は 6 ヶ月以上吸っている者」であり、最近 1 カ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
9	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上、1 年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	<u>食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。</u>	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
16	<u>朝昼夕の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。</u>	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。	①はい ②いいえ
18	お酒(<u>日本酒</u> 、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒日の 1 日当たりの飲酒量 <u>日本酒 1 合(180ml)の目安：ビール 500 ml、焼酎(25 度) 110ml、ウイスキーダブル 1 杯(60ml)、ワイン 2 杯(240ml)</u>	①1 合未満 ②1~2 合未満 ③2~3 合未満 ④3 合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思えますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね 6 か月以内) ③近いうちに(概ね 1 か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6 ヶ月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

※①医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。②中性脂肪も同様に扱う

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋
赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

●別紙 3 「詳細な健診」項目について

(標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】版より)

以下の判定基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者については、詳細な健診を実施する(基準に該当した者すべてに対して当該健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある)。その際、健診機関の医師は、当該健診を必要と判断した理由を健保組合へ示すとともに、受診者に説明すること。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する必要がある。また、健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

(1) 12 誘導心電図

- 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

(2) 眼底検査

- 当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

①血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上
	b 拡張期血圧	90mmHg 以上
②血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl以上
	b HbA1c (NGSP)	6.5%以上
	c 随時血糖	126mg/dl以上

(3) 貧血検査

- 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(4) 血清クレアチニン検査

- 当該年度の健診結果等において、血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

①血圧	a 収縮期血圧	130mmHg 以上
	b 拡張期血圧	85mmHg 以上
②血糖	a 空腹時血糖	100mg/dl以上
	b HbA1c (NGSP)	5.6%以上
	c 随時血糖	100mg/dl以上

※眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち(2)①のうち a、b のいずれの血圧基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することが出来ない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖の結果が(2)②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋
 赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

●別表 4 委託料内訳書

区 分		1人当たり 委託料単価 (消費税含む)	支 払 条 件	
特 定 健 康 診 査	基本的な健康診査の項目	7, 0 2 0 円	健診実施後に一括	
	詳細な健診 項目(医師 の判断によ る追加項 目)	貧血検査		2 3 8 円
		心電図検査		1, 4 0 4 円
		眼底検査 (両眼) (フィルム代含む)		1, 2 1 0 円
		<u>血清クレアチニン検査 及び e G F R</u>		<u>1 1 9 円</u>
特 定 保 健 指 導	動機付け支援 <u>(動機付け支援相当)</u> ※1	7, 5 6 0 円	面接による支援終了後に左記 金額から初回時に全額徴収する 自己負担分を差し引いた健保組 合負担額の 8/10 を支払※2 残る 2/10 は実績評価終了後に 支払	
	積 極 的 支 援	2 3, 7 6 0 円	初回時の面接による支援終了 後に左記金額から初回時に全額 徴収する自己負担分を差し引い た健保組合負担額の 4/10 を支払 ※2 残る 6/10 (内訳としては3ヶ 月以上の継続的な支援が 5/10、 実績評価が 1/10) は実績評価終 了後に支払 3ヶ月以上の継続的な支援実 施中に脱落等により終了した場 合は、左記金額から初回時に全 額徴収する自己負担分を差し引 いた健保組合負担額の 5/10 に実 施済みポイント数の割合を乗じ た金額を支払	

※ 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※ 特定健康診査の定率自己負担額の算出または特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※1 利用者に対し動機付け支援(動機付け支援相当)を実施し、3ヶ月経過後に実績評価を行うに至った段階で、利用者が資格を喪失している場合であっても、健保組合は健保組合負担額の残り 2/10 の費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。ただし、実績

平成 30 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書 主な変更点の抜粋
赤字 平成 29 年度から修正・追記箇所

評価前に利用者が属していた健保組合が実施機関に資格喪失を連絡し、利用停止について双方が確認した場合は、この限りではない。

※2 動機付け支援及び積極的支援（動機付け支援相当除く）の初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接 2 回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接 1 回目を実施する前に初回分割面接 2 回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として健保組合に連絡し、その対応を確認した上で費用請求ができることとする。（実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。）

イ 初回分割面接 2 回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接 2 回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、請求 XML の初回面接情報に記載すること。

ハ 初回分割面接 1 回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接 2 回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接 2 回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、請求 XML の初回面接情報に記載すること。